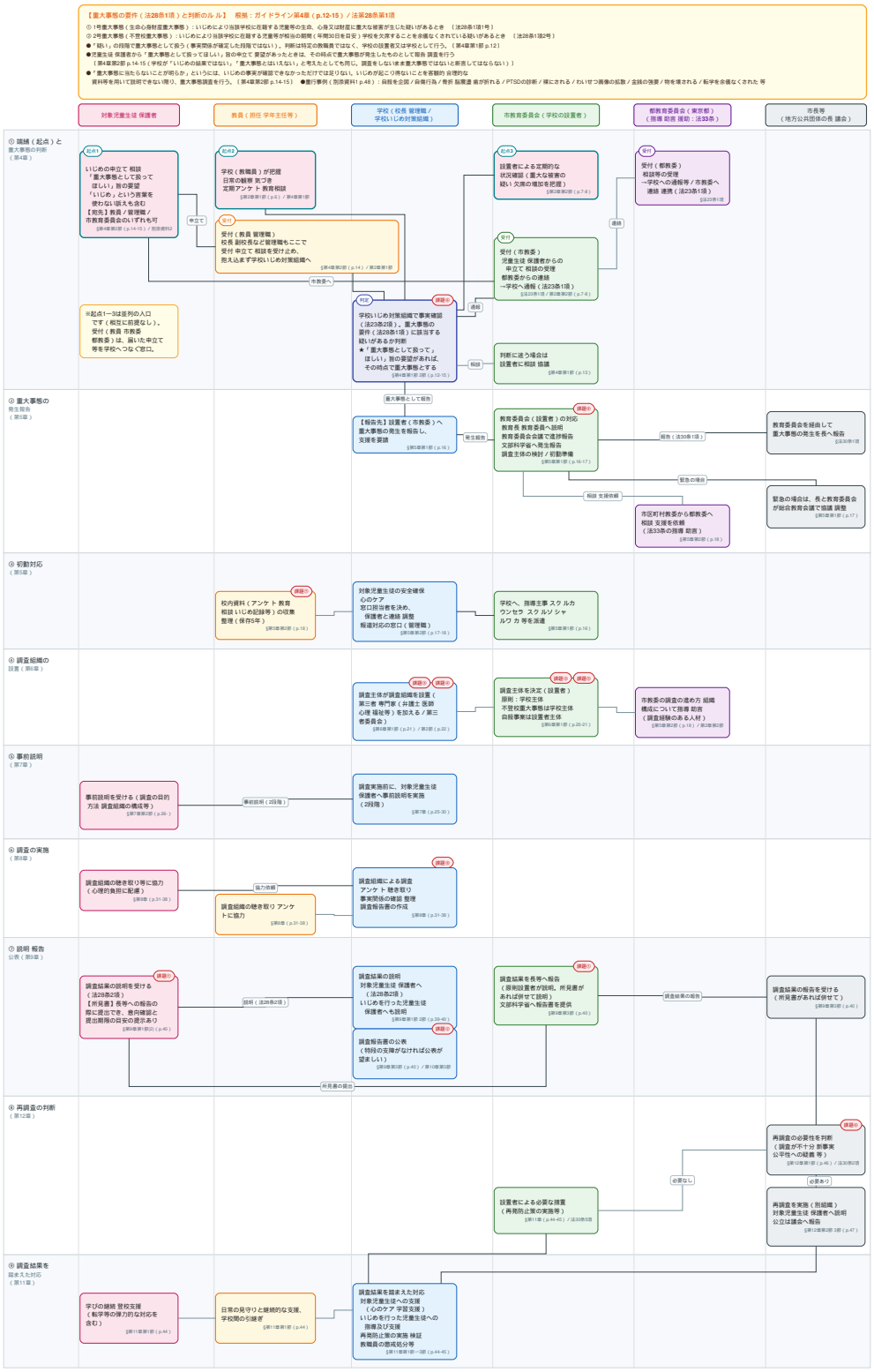
いじめの重大事態の対応フロー（ロール別）

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 ／ 公立（市立）小 中学校の場合 ／ 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



【課題 論点】制度運用上の問題点（フロ とは切り分けて記載） ※フロ 上の赤い「課題N」は、この番号の項目に対応

※本欄は、ガイドラインの求める自治体の運用実態との乖離について、一般解釈 課題等で指摘して き た論点を整理したものであり、国際重家の事実認定ではない。各項末尾の「▶」は関連する一般質問ページへのリンク（SVG版のみ有効）。

① 所見書の提出タイミングが不明確：所見書は長等への報告に併せて提出される仕組みだが、提出期限の目安が示されず、保護者が いつ どう関与できるのかが分からないまま調査が終わってしまう。
対象児童生徒 保護者の意向を確認し、提出期限の目安を明示して、所見書の提出機会を保障すべき。（第9章第1節(2) p.40） ▶ 関連する一般質問

② 公表の判断が保護者の意向と乖離している：保護者が公表を求めているにもかかわらず公表しない自治体がある（少平市がその例）。ガイドラインは「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とし、「いたずらに個人情報保護やプライバシ を理由にしてはならない」としている。公表しない根拠の説明が尽くされていない。（第9章第3節 p.40-41 / 第10章第1節 p.43） ▶ 関連する一般質問

③ 調査組織の独立性が損なわれている：調査報告書の「原案」の作成まで、事務局である教育委員会が行っている。事務局機能（会場確保 日程調整 反訳等）は設置者の担当部局が担うとされているが、調査の実質的な判断まで事務局が担われ第三者委員会は形骸化する。原案の作成は第三者に任せるべき。（第6章第1節 p.21 / 第6章第2節 p.22-23） ▶ 関連する一般質問

④ 「専門家」と「第三者」が区別されていない：スクールロイヤ ヤスクルカウンセラ 等は「専門家」ではあるが「第三者」には当たらない。これを混同することは公平性 中立性は確保されない。職能団体等からの推薦により、別途第三者を確保する必要がある。（第6章第2節 p.23） ▶ 関連する一般質問

⑤ 調査組織の構成 調査主体の判断過程が不透明：不登校重大事態は学校主体、自殺事案は設置者主体とされるが、なぜその主体 構成としたのかが説明されないまま調査が始まる。判断の理由と、対象児童生徒 保護者への説明が必要。（第6章第1節 p.20-21） ▶ 関連する一般質問

⑥ 不登校重大事態で2025の設定に基づく進捗 調査の長期化：連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は30日に達する前から事すする必要がある。また調査が長期化すると対象児童生徒の状況が変化し新たな問題が生じる。再調査の必要性の判断も長年の経過に委ねられ、基準が明確でない。（第4章第1節 p.13 / 第12章第1節 p.46） ▶ 関連する一般質問

⑦ 資料が作成されず、保存もされない：アンケ の質問票 聴取結果 支援や指導の記録等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年保存が望ましいとされている。しかし、そもそも記録を作らない運用があり、再調査の際に聴き取りを最初からやり直すことなった事例もある。（第2章第1節 p.6-7 / 第5章第2節 p.18） ▶ 関連する一般質問

⑧ 会議の全公開 個人情報の取扱いが説明責任と両立していない：教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態を扱う場合は、全公開 資料からの個人情報除外等の配慮が必要とされる。他方、いたずらに全公開を拡大すれば、調査報告書や会議記録の検証が妨げられる。（第5章第1節 p.17 / 第10章第3節 p.43） ▶ 関連する一般質問

⑨ 調査が長期化し、再調査の手続も進まない：調査が3年以上長期化しているケ スがあるうえ、最終報告書が公表されても市長報告や再調査の手続が長期間進まない事例がある。調査が長期化すると対象児童生徒の状況が変化し、新たな問題が生じる。（第4章第1節 p.13 / 第12章第1節 p.46） ▶ 関連する一般質問

【参考】申立ての類型と留意点 根拠：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）

●転学 進学後の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、競き取り等には現在籍校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）
●不登校の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間経過、関係者への連続調査などから調査記録難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため不可欠な調査を検討する（例：卒業生の保護者を通じて協力を求める）。（同）
●申立窓口（別添資料2）の活用：保護者に具体的な状況を記入してもらい、誰入を正確に把握して最適な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話やご面の相談に対応しないことがあってはならない。（第4章第2節 p.14-15）
●対象児童生徒 保護者が重大事態調査を望まない場合であって、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない（支援や関係児童生徒への対応は継続する）。（第3章第4節 p.11）
●発生報告 調査結果の報告 再調査報告書の提供は、いずれも各学校の設置者から文部科学省へも行う。（第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47）

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告） 根拠：法第29条—第32条 / 参考（p.51-64）

●公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるとき に再調査を行い（同2項）、再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
●国立大学附属学校：国立大学法人の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告（法30条の2 29条準用）。
●私立学校：当該学校を所轄する都道府県知事に報告（法31条1項）。●学校設置会社が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。
●再調査は、報告を受けた文部科学大臣 都道府県知事 地方公共団体の長等が、必要があると認めるときに行う（法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項）。

※1 本図は公立（市立）学校の場合。「学校の設置者」＝市教育委員会。「地方公共団体の長等」＝市長（公立の場合）。
※2 起点1—3（再掲の太枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員 市教委 都教委）は、扱いた中立て等を学校へつなぐ窓口。
※3 法23条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の義務をとる。
※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。
※5 実線の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される（⑦）。
※6 赤い「課題N」は、その枠に【課題 論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックすると下の該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表）／作成時に使用したファイル：**20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf**、全67頁）。ページ表記は同ガイドラインの本文ページに対応。課題構のリンク先：**yasutakeyohei.com**